

教職員多忙化解消アクションプランⅡ Q & A

令和3年2月5日

Q 1 現行の教職員多忙化解消アクションプランと教職員多忙化解消アクションプランⅡの関係は。

A 現行アクションプランは、教職員全体の時間外勤務時間を削減することを目指しており、関係者の努力の結果、教職員全体の時間外勤務時間の平均は減少してきました。しかしながら、個別に見てみると、依然として長時間勤務を行わなければならない状況にある教職員の存在が、明らかになりました。

アクションプランⅡはそのような教職員の状況に焦点を絞り、特に長時間勤務となっている要因を改善するために、重点取組事項を新たに設けています。

なお、アクションプランⅡは現行のアクションプランの理念を受け継いだものであり、全体の構成についても大きな変更はありません。

Q 2 改正給特法第7条の上限方針とアクションプランⅡの関係は。

A 県教育委員会は、国が定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を受け、「福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」を新たに制定しました。

この規則の第2条第3項に「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。」とあり、教育委員会が別に定めるものの1つに、このアクションプランⅡを位置づけています。

Q 3 「Ⅱ 目的」の内容が変わっているが、その趣旨は。

A 教職員の多忙化解消の究極の目的は、やはり、児童生徒の健やかな成長と自己実現に寄与することにあると思いますが、その目的を達成するための前提条件の一つとして「教職員の心身の健康」があります。そして、その保持のためには、より良い労働環境の整備及び業務の適正化と時間外勤務時間の削減が必要であることを明確に示したものです。

Q 4 規則に掲げる上限の時間と、アクションプランⅡの「Ⅲ 目指すところ」に掲げる時間に、一部違いがあるがなぜか。

A 教育委員会規則で定めた上限の時間は、国の指針に基づいて定めたものですが、アクションプランⅡの「Ⅲ 目指すところ」に掲げた上限時間は、学校現場の教職員の健康及び福祉の確保を第一に考え、規則の上限よりも厳しい、厚生労働省が示す、いわゆる過労死ラインとされる月80時間としたためです。

Q 5 「Ⅲ 目指すところ」の(2)に、「業務繁忙な時期でも、月80時間以内とする」とあるが、ここでいう業務とはどのようなものを指すのか。

A ここでいう業務とは、他律的事由による業務のことであり、例えば、学校事故が発生した場合の対応や、いじめ等の指導上の問題が発生した場合の対応、保護者や地域住民への突発的な対応などがあげられます。逆に、学校の年間行事で計画されている文化祭や体育祭、修学旅行等の行事や、部活動における自主的な練習試合や合宿は含まれません。

Q 6 「Ⅳ 本プランの目標」にある教職員にはどのような職が含まれるのか。

A ここでいう教職員に含まれる職は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員です。事務職員の皆さんについては、「Ⅶ その他」の「2 庁内における時短推進の取組」にあげるように、別途時短推進に取り組みます。

Q 7 「Ⅳ 本プランの目標」の前半にある、「3年間で時間外勤務時間月80時間を超える教職員の割合を0%にする」ことは可能と考えているのか。

A 時間外勤務時間月80時間は、いわゆる過労死ラインです。このラインを超える時間外勤務時間を容認する目標を設定することはできないと考えています。3年間の取組の中でこのラインを超えてしまう要因を明らかにし、その解消の方策を継続して検討することでその実現を目指します。

Q 8 「Ⅳ 本プランの目標」の後半に、「3年間で時間外勤務時間月45時間を超える教職員の割合を3分の1にする」とあるが、3分の1とした理由は何か。

A 令和2年度の勤務実態調査の結果の分析から、仮に、時間外勤務時間80時間以上の教職員の割合0%を実現し、45時間以上の教職員の割合を3分の1まで減少させることができたとすると、多くの職種において時間外勤務時間の平均が月45時間を下回ります。もちろん、時間外勤務時間月45時間以上の教職員の割合0%を目指しますが、以上の理由から、まずは3分の1にすることを目標として設定しました。具体的には次の表のとおりです。

| | 小学校 | | | 中学校 | | |
|---------|------------------------|--|------|------------------------|--|-------|
| | 令和2年度勤務実態調査における学内総勤務時間 | 62時間30分(月80時間)超の割合が0% 53時間45分(月45時間)超の割合が3分の1になった場合 | 削減時間 | 令和2年度勤務実態調査における学内総勤務時間 | 62時間30分(月80時間)超の割合が0% 53時間45分(月45時間)超の割合が3分の1になった場合 | 削減時間 |
| 校長 | 52:33 | 51:13 | 1:20 | 52:57 | 51:35 | 1:22 |
| 副校長・教頭 | 61:00 | 54:39 | 6:21 | 67:00 | 59:06 | 11:54 |
| 主幹教諭・教諭 | 53:52 | 52:10 | 1:42 | 58:59 | 53:38 | 5:21 |
| 講師 | 51:22 | 50:34 | 0:48 | 58:45 | 53:32 | 5:13 |
| 養護教諭 | 50:28 | 49:30 | 0:58 | 53:02 | 50:58 | 2:04 |
| | 高等学校 | | | 特別支援学校 | | |
| | 令和2年度勤務実態調査における学内総勤務時間 | 62時間30分(月80時間)超の割合が0% 53時間45分(月45時間)超の割合が3分の1になった場合 | 削減時間 | 令和2年度勤務実態調査における学内総勤務時間 | 62時間30分(月80時間)超の割合が0% 53時間45分(月45時間)超の割合が3分の1になった場合 | 削減時間 |
| 校長 | 51:30 | 50:42 | 0:48 | 51:55 | 50:42 | 1:13 |
| 副校長・教頭 | 60:43 | 54:44 | 5:59 | 60:38 | 54:30 | 6:08 |
| 主幹教諭・教諭 | 54:04 | 51:37 | 2:27 | 50:19 | 49:45 | 0:34 |
| 講師 | 52:28 | 50:43 | 1:45 | 47:55 | 47:42 | 0:13 |
| 養護教諭 | 49:49 | 49:28 | 0:21 | 49:00 | 48:33 | 0:27 |

※ 学内総勤務時間53時間45分(月45時間)以上を網掛けとした

Q9 重点取組テーマを「部活動の在り方の見直し」と「統合型校務支援システムの効果的な運用」とした理由は。

A 「部活動の在り方の見直し」については、令和2年度の勤務実態調査の結果の分析から、時間外勤務時間が特に多かった教員が正規の勤務時間外で最も多く時間を割いた業務に「部活動」を挙げており、さらに土日ともに部活動に従事しているケースが多く見られたからです。

また、「統合型校務支援システムの効果的な運用」については、正規の勤務時間外で最も時間を割いた業務に「成績処理」を挙げた教員の割合は、令和2年度の勤務実態調査については、新型コロナウイルス感染症対策の影響により減少したものの、これまでの調査においては常に上位にあることから、重点取組テーマとしました。

Q10 今後3年間の取組期間の中で、重点取組テーマや継続取組テーマが追加されたり変更されたりすることはあるのか。

A 今後、教職員の多忙化解消に向けた各取組を実施していく過程や、勤務実態調査の結果から、新たな課題や具体的に表面化した課題が出てくる可能性があります。それらの課題について、その解消に向けた取組について継続して検討し、新たな取組テーマを追加するなどして、アクションプランⅡの進行管理を適切に行ってまいります。

Q11 部活動の活動方針・年間活動計画の作成及び部活動の活動方針の公表は必ず行わなくてはならないのか。

A 福島県教育委員会が作成した、「部活動の在り方に関する方針」にも記載されているとおり、部活動の活動方針及び年間活動計画は必ず作成し、部活動の活動方針については公表することになっています。

Q12 土日に部活動の大会等が実施される場合は、原則として同月内の別日に休養日を振り替えるとあるが、月末などに大会がある場合は、同月内の振替は難しいと思うが、どのように対応すれば良いか。

A 休養日の振替については、児童生徒の疲労の蓄積や教員の多忙化を回避するために行うものです。そのため、振替日を年度内とすると、その趣旨を十分に達成できない恐れがあるため、原則として同月内の振替としました。

ただし、月末に大会等があった場合は、同月内の振替が難しい場合もあるので、目安として、大会等があった日から1か月以内に振替を行ってください。

Q13 部活動の練習時間について、高等学校が平日2時間、学校の休業日が3時間と変更になったが、練習時間が短いのではないか。

A 部活動の練習時間の上限については、スポーツ庁が平成30年3月に制定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が平成30年12月に制定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に示された練習時間に準じて設定しました。

運動部については、成長期にあたる児童生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、文化部については生活時間全体のバランスを見ながら、教員においてはワーク・ライフ・バランスを考え、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行ってください。

Q14 部活動の練習時間について、「休日」が「学校の休業日」と変更になっているが、「学校の休業日」とは何を意味するのか。

A 「学校の休業日」はスポーツ庁のガイドライン等に記載されている用語で、週休日や祝日、夏季休業などの長期休業日が含まれます。

Q15 夏季休業中における学校閉庁日の設定について、いわゆるお盆期間を含めた連続3日以上（週休日及び祝日は除く）とは、具体的にどういうことか。

A 連続3日以上为学校閉庁日を設定する際に、3日以上の開庁日の間に週休日や祝日を挟むことも可能ということです。具体的には、次のとおり2日間の週休日を挟んで連続5日間休むように閉庁日を設定することも考えられます。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 週休日 | | | | 閉庁日 | 閉庁日 | 週休日 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 週休日 | 閉庁日 | | | | | 週休日 |

Q16 「出張時の高速道路の活用（県立学校）」の項目が削除されているが、その理由は。

A 出張時における高速道路の利用については、既に各学校に周知・活用されており、また、各事業において必要な予算措置がされているため、アクションプランにあえて記載する必要はないと考えたからです。出張時の高速道路の利用ができなくなったわけではありません。

なお、財務課で予算計上している高速道路使用料については、各学校ごとの高速道路使用料の平準化等を図るため「配分基準」を作成し、令和3年度から実施することとしています。

Q17 コンクールの精選について、学習指導要領の目的・内容に照らし合わせて精選の判断をするのは学校か。

A 県教育委員会が判断するのはもちろんですが、各学校に直接依頼があった場合は、各学校において学習指導要領の目的・内容に照らし合わせて判断してください。

Q18 スクール・サポート・スタッフの配置については、小学校の大規模校のみなのか。

A スクール・サポート・スタッフの配置拡大については引き続き検討していますが、現段階では小学校のみの配置となります。
新型コロナウイルス感染症対策に係るスクール・サポート・スタッフの配置については、別に予算を確保できるよう対応を進めております。

Q19 アクションプランⅡの最後に「Ⅷ おわりに ～教職員の皆さんへ～」を追加した意図は何か。

A アクションプランⅡを策定するにあたり、教職員の多忙化解消を県教育委員会が中心となって関係者全員の協力のもと実現するという決意を示すと同時に、教職員一人一人に限りある時間を計画的かつ有効に使う意識をさらに強めて欲しいという思いを込めて追加しました。